

大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務委託 仕様書

本仕様書は、大郷明治交通サービス運営協議会（以下、「協議会」という。）が実施するデマンド型乗合タクシーの運行業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名称

大郷明治デマンド型乗合タクシー運行業務委託

2 業務目的

本業務は、路線バス空白地域にあたる山形市の大郷・明治地区住民の生活に必要な移動手段を確保し、また、市域を超えて中山町との公共交通広域ネットワークを構築することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

※運行期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

4 運行形態及び事業者等

本業務は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて実施するため、運行事業者は、同法に基づく許可を取得している事業者又は運行開始日までに取得する見込みの事業者とする。なお、許可申請等に要する経費は、受託者が負担するものとする。

5 業務の内容

(1) 運行内容

① 運行方式

停留所と概ねのダイヤを設定したうえで、利用者から事前に予約申込（以下「予約」という。）があった場合にのみ運行するデマンド型の区域運行方式とする。また、運行に使用する車両の乗車定員を超える予約があった場合は、増発便の運行を行うものとする。

② 運行期間及び運行日数

運行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの月曜日、水曜日、金曜日とする。ただし、各年度の8月13日から8月17日まで、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

（令和7年度運行日数：143日）

R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月
13日	12日	13日	12日	10日	12日
10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
13日	10日	12日	12日	12日	12日

③ 運行経路、停留所、運行便数及び運行ダイヤ

運行経路は下記アからオを基本経路とし、予約があった停留所（別図）間を運行し、予約のない便は運行しないものとする。また、1日あたりの運行便数及びダイヤは別紙1のとおりとする。

ア 中山町（いずみ（ゆ・ら・ら前））から山形市中心街（山形駅前）まで（第1・3便）

イ 山形市中心街（山形駅前）から中山町（いずみ（ゆ・ら・ら前））まで（第5・7便）

ウ 明治地区（浜江真福寺前駐車場）から中山町（いずみ（ゆ・ら・ら前））まで（第2便）

エ 中山町（いずみ（ゆ・ら・ら前））から明治地区（浜江真福寺前駐車場）まで（第4便）

オ 山形市中心街（山形駅）から明治地区（中野目）まで（第9便）

④ 利用対象者

利用対象者は、原則として、協議会（明治コミュニティセンター）又は中山町総合政策課において、利用会員登録をした者とする。なお、受託者は協議会（明治コミュニティセンター）及び中山町総合政策課より利用会員登録情報の貸与を受けるものとする。

(2) 車両の仕様等

① 使用車両

ア 第1・3・5・7・9便の使用車両は、下記の要件を全て満たす車両とする。

- ・受託者が使用権限を有する特定大型車（乗車定員10名以上）であること
- ・乗降用の取っ手の長い手すり及び自動補助ステップを有すること
- ・低排出ガス車認定実施要領（平成12運輸省告示第103号）に基づき認定された低排出ガス認定車及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき燃費基準達成車と評価された車両であること

イ 第2・4便の使用車両は、受託者が使用権限を有する小型車（乗車定員5名以下）とする。

ウ 乗車定員を超える予約があった場合は、利用人数に応じた車両を用意して増発便を運行すること。

エ 本業務で使用する車両は、受託者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。

② 予備車両

車両の定期点検及び事故・故障時等に備えるため、予備車両への対応を考慮した台数を確保すること。

③ 車両表示

特定大型車の正面及び両側面に本業務で使用する車両であることが分かるように表示すること。なお、表示は協議会の指示を受け受託者が作成するものとし、その仕様は別紙2のとおりとする。

④ 自動車保険への加入

本業務に使用する車両は、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入すること。なお、保険契約締結後（既契約を含む）は、速やかに保険契約証書の写しを協議会に提出すること。

⑤ 車両の整備・衛生管理

使用する車両については、常に最良の状態を保持するため、法定及び日常的な整備・点検を行うこと。また、車両を常に清潔かつ綺麗な状態に保つこと。

(3) 運賃の徴収及び回数券の販売

① 運賃の徴収

運賃は、別紙3のとおりとし、利用者が乗車する際に乗務員が現金等で徴収するものとする。

② 回数券の販売

回数券は、運行車両内において乗務員が販売すること。また、利用者が回数券の使用を申し出た場合、乗務員が押印等により使用確認を行うこと。なお、回数券は協議会が作成し受託者に適宜引き渡すものとする。

③ 運賃及び回数券販売料金の管理

運賃及び回数券販売料金（以下「運賃等」という。）は、受託者の通常営業の運賃とは別に適正に管理すること。なお、徴収した運賃等は毎日集計を行い、運賃等の種別（通常運賃、割引運賃、回数券等）及び金額をまとめて運賃日報を作成すること。

(4) 予約の受付

利用者からの予約受付を行うとともに、車両の手配等、運行管理を行うこと。

① 予約受付方法

予約の受付方法は電話での受付を原則とするが、ファックスでの受付にも対応すること。また、利用者が予約を行う際に対応する専用回線を設置しオペレーターを配置すること。なお、オペレーターについては本業務に対する専属性は求めないが、予約受付時間内においては常に予約受付に対応すること。なお、前記によらず、より利便性の高い予約受付方法について提案できるものとする。

② 予約受付時間

予約は24時間受け付けるものとするが、運行日当日便の予約は運行日前日の午後7時で締め切り、予約が定員に満たない場合に限り、第1便は運行日当日の午前5時まで、第2便以降の便は午前7時まで、定員の範囲内で予約を受け付けるものとする。なお、前記によらず、より利便性の高い予約受付時間の設定について提案できるものとする。

③ 連絡体制

乗車日当日の予約、急なキャンセル、乗り場・乗り便の変更等に対応するため、予約受付及び運行管理を行う者と乗務員が適切に連絡を行うために必要な通信機器を備えること。

(5) 停留所の維持・管理等

停留所標識の維持・管理・設置は協議会と受託者が連携して行うこと。なお、更新が必要な停留所標識は協議会が作成するものとする。

(6) 業務責任者の任命

本業務を実施するにあたり、業務責任者を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

(7) 乗務員の選任等

- ① 乗務員は、心身ともに健康な者とする。
- ② 法令を遵守し交通安全に万全を期すとともに、利用者に対して誠意をもって対応すること。
- ③ 高齢者や障がい者など利用者が乗降する際は、必要に応じて介助や補助など、適宜必要な支援を行うこと。
- ④ 利用者の乗降の際は、常に安全に注意し適宜適切な誘導を行うこと。
- ⑤ 運行経路に狭隘道路を含むことから、運行経路を熟知しておくこと。
- ⑥ 利用者に対しての挨拶や言葉遣いに注意し、不快感を与えないこと。
- ⑦ 乗務員は、業務に従事している間は常に身分証明書携帯若しくは掲示すること。
- ⑧ 受託者は、運行開始前及び定期的に乗務員の研修及び訓練を行うこと。

(8) 事故対応及び損害賠償

- ① 運行中の車両事故又は事故などの不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して当該処理にあたり、直ちに協議会に報告するとともに、これにより運行を中止又は中断した場合は、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないよう努めるものとする。
- ② 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに協議会に報告するとともに、予約していた利用者に対して個別に連絡すること。
- ③ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(9) 苦情等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等には、協議会と受託者が連携し誠意をもって対応すること。

(10) 報告書の提出

日毎の運行便、利用者数、利用区間、運賃等を記載した運行日報並びに、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成し、運行月の翌月の 10 日までに書面及び電子データで協議会に提出すること。

(11) 利用促進の取組

大郷明治デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るための取り組みを提案し実施すること。

(12) 利便性向上の取組

大郷明治デマンド型乗合タクシー利用者の利便性向上を図るための取り組みを提案し実施すること。

6 委託料

(1) 委託料の積算

委託料は運行経費から運賃収入を差し引いた額とし月額で積算するものとする。なお、運行経費の月額下記①から③の合計額とし、回数券の販売料金は販売した日が属する月の運賃収入に計上するものとする。

- ① 第1・3・5・7・9便の1日あたりの運行経費に運行日数を乗じた額
- ② 第2・4便の1運行あたりの単価に運行回数を乗じた額（実際に稼働した便数を計上）
- ③ 増発便の1運行あたりの単価に運行回数を乗じた額（実際に稼働した便数を計上）

(2) 委託料の支払い

委託料は下表のとおり6回に分けて支払うものとする。

期間（各年度共通）	支払予定月
4月1日～5月31日まで	6月
6月1日～7月31日まで	8月
8月1日～9月30日まで	10月
10月1日～11月30日まで	12月
12月1日～1月31日まで	2月
2月1日～3月31日まで	4月

7 業務の再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協議会の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

8 補助金

受託者は、本業務における国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の申請にあたり、必要な書類を作成すること。

9 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報を含む貸与資料については、山形市個人情報保護条例及び中山町個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議会と受託者の協議によって解決するものとする。

スマイルグリーン号ダイヤ表

仕様書5-(1)-③の運行経路区分		ア	ア	エ
停留所番号	停留所名称	第1便	第3便	第4便
501	いずみ(ゆ・ら・ら前)	7:35頃	9:50頃	16:50頃
502～503	町立図書館～JR羽前長崎駅前(秋葉医院前)	7:35頃	9:50頃	16:50頃
504～505	ライズ(ヤマザワ中山町店)～上町(安達歯科医院前)	7:40頃	9:55頃	17:00頃
506～510	中山町役場～あおば(しぶや歯科医院前)	7:45頃	10:00頃	17:05頃
2～14	中山集会所前～明治コミュニティセンター前	7:50頃	10:05頃	17:10頃
15～23	元三条目集会所前～秋葉宅前	7:55頃	10:10頃	17:15頃
25	渋江真福寺前駐車場	7:55頃	10:10頃	17:15頃
27～29	神明神社前～手打蕎麦きふね前	7:55頃	10:10頃	
34	大郷コミュニティセンター前	8:05頃		
35～37	武田さん宅南～中野(八幡)神社前		10:20頃	
201～203	かとう内科クリニック前～ヤマザワ漆山店前	8:15頃	10:30頃	
204	県立中央病院	8:20頃	10:35頃	
31～33	岡崎商店前～安藤さん宅前	8:30頃	10:45頃	
101～102	済生病院～イオン山形北店	8:35頃	10:50頃	
103～104	ヨークベニマル山形嶋店前～ハローワーク前		10:55頃	
305	山形市役所	8:50頃	11:15頃	
304	七日町			
303	済生館前	8:55頃	11:20頃	
302	NHK前	9:00頃	11:25頃	
301	山形駅前	9:00頃	11:25頃	

仕様書5-(1)-③の基本運行経路区分		ウ	イ	イ	オ
停留所番号	停留所名称	第2便	第5便	第7便	第9便
301	山形駅前		11:55頃	14:15頃	16:35頃
302	NHK前		11:55頃	14:15頃	16:35頃
303	済生館前				
304	七日町		12:05頃	14:25頃	16:45頃
305	山形市役所		12:05頃	14:25頃	16:45頃
104～103	ハローワーク前～ヨークベニマル山形嶋店前		12:25頃	14:45頃	17:05頃
102～101	イオン山形北店～済生病院		12:30頃	14:50頃	17:10頃
33～31	安藤さん宅前～岡部商店前		12:35頃	14:55頃	17:15頃
204	県立中央病院		12:45頃	15:05頃	17:25頃
203～201	ヤマザワ漆山店前～かとう内科クリニック前		12:50頃	15:10頃	17:30頃
37～35	中野(八幡)神社前～武田さん宅南		13:00頃	15:20頃	17:40頃
34	大郷コミュニティセンター前				
29～27	手打蕎麦きふね前～北川さん宅前		13:10頃	15:30頃	17:50頃
25	渋江真福寺前駐車場	10:00頃	13:10頃	15:30頃	17:50頃
23～15	秋葉さん宅前～元三条目集会所前	10:00頃	13:10頃	15:30頃	17:50頃
14～2	明治コミュニティセンター～阿部さん宅前	10:05頃	13:15頃	15:35頃	17:55頃
510～506	あおば(しぶや歯科医院前)～中山町役場	10:15頃	13:20頃	15:40頃	
505～504	上町(安達歯科医院前)～ライズ(ヤマザワ中山町店)	10:20頃	13:25頃	15:45頃	
503～502	JR羽前長崎駅前(秋葉医院前)～町立図書館	10:25頃	13:30頃	15:50頃	
501	いずみ(ゆ・ら・ら前)	10:25頃	13:30頃	15:50頃	

車両表示の仕様

1 車両側面マグネットステッカー

(1) 規格等

- ・サイズ：よこ 610mm×たて 360mm 厚さ 0.8mm
- ・その他：フルカラー、印刷面ラミ加工
- ・枚数：2枚

※イラスト画像（2種類）は協議会が提供する。

(2) サンプル



2 車両正面マグネットステッカー

(1) 規格等

- ・サイズ：よこ 770mm×たて 140mm 厚さ 0.8mm
- ・その他：フルカラー、印刷面ラミ加工
- ・枚数：1枚

(2) サンプル

スマイルグリーン号

スマイルグリーン号運賃表

区分	運行発着地	明治地区	大郷地区	経由地	山形市中心市街地
				かとう内科クリニック前・漆山駅(黒田さん宅前)・ヤマザワ漆山店・県立中央病院・済生病院・イオン山形北店・ヨークベニマル山形嶋店前・ハローワーク前	山形市役所・七日町(済生館前)・NHK前・山形駅
大人	中山町	200円	—	500円	600円
	明治・大郷(成安・東中野)地区	200円 (2・4便を除く)	200円 (2・4便を除く)	300円	500円
	大郷(天神町・見崎)地区	200円 (2・4便を除く)	200円 (2・4便を除く)	200円	500円
子ども	小学生(大人運賃の半額)、未就学児(無料)				
その他	・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した方(介助の同行者1名を含む)(大人運賃の半額) ・車いすの利用者(介助の同行者2名までを含む)(大人運賃の半額) ・上記に記載する以外の区域内利用料金(200円)				